

2020年3月3日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

新型コロナウイルス感染症の影響による定時株主総会の基準日変更について

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、法務省から、「当初予定した時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合における定時株主総会の開催」に関する告知が、本年2月28日付で行われています¹。

当該告知の内容を踏まえ、「定款で定時株主総会の議決権の基準日が定められている場合において、新型コロナウイルス感染症に関連し、当該基準日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じたとき」に、新たに議決権行使のための基準日を定めることを決定した場合には、直ちにその内容を適時開示することが必要となりますのでご留意ください。

なお、決算及び四半期決算の内容の開示等、新型コロナウイルス感染症の影響に関する適時開示実務上の取扱いにつきましては、本年2月10日付通知（名証自規G第7号）をご参照ください。

情報取扱責任者各位におかれましては、貴社内のご担当者にご周知賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

¹ 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html）をご参照ください。